さらに、本体事業の施行に伴う市道の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第4号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は、これまで自然災害等による通行止めが行われていることなど、現道の機能を補完・代替する措置を講ずる必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、福島県知事を会長とする福島県東北中央自動車道建設促進期成同盟会等より、東日本大震災からの復興に寄与することなどから、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　福島県相馬市役所及び伊達市役所梁川分庁舎

国会事項

衆議院

質問書提出

三月十六日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

地熱発電の促進に関する質問主意書（本村賢太郎提出）

閣議決定「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」に関する質問主意書（逢坂誠二提出）

安倍内閣の所得格差に対する認識に関する質問主意書（長妻昭提出）

福島第一原発の事故原因に関する質問主意書（長妻昭提出）

安倍内閣の先の大戦に対する認識に関する質問主意書（長妻昭提出）

参議院

質問主意書提出

三月十六日議員から次の質問主意書が提出された。

政治資金規正法第二十二条の三に関する質問主意書（浜田和幸提出）（第八二号）

七・一閣議決定における内閣法制局設置法上の意見事務の実態等に関する質問主意書（小西洋之提出）（第八三号）

日米安全保障条約と集団的自衛権行使との関係に関する質問主意書（小西洋之提出）（第八四号）

質問主意書転送

三月十六日次の質問主意書を内閣に転送した。

在日朝鮮人及び日本人配偶者の北朝鮮への帰還事業に関する質問主意書（有田芳生提出）（第七二号）

GPIFの運用に関する質問主意書（浜田和幸提出）（第七三号）

訪日外国人に関する質問主意書（江口克彦提出）（第七四号）

村山内閣総理大臣談話に関する質問主意書（和田政宗提出）（第七五号）

財産権の保障とキャピタル・コントロールの手法に関する質問主意書（大久保勉提出）（第七六号）

不動産投資信託等の適切な広告等に関する質問主意書（藤末健三提出）（第七七号）

訂正

三月十一日付本欄参議院の部八行目「第二次」を削除いたします。

また、三月十三日付本欄参議院の部十四行目「第二次」を削除いたします。

人事異動

内閣

防衛大臣　中谷　元

防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定締結交渉のための日本政府代表を命ずる

期間は平成二十七年三月二十七日までとする　赤松　武

特命全権大使

願に依り本官を免ずる（以上三月十三日）

（東京地方裁判所判事兼東京家庭裁判所判事）　倉澤　千巖

判事

願に依り本官を免ずる（三月十六日）

内閣府

農林水産大臣　林　芳正

少子化社会対策会議委員に任命する

同　林　芳正

中央交通安全対策会議委員に任命する

同　林　芳正

高齢社会対策会議委員に任命する（以上三月十二日）

警察庁

（北海道警察情報通信部長）　警察庁技官　今井　康裕

辞職を承認する

（警察大学校教官教養部長）　警視長　中﨑　和博

警察庁長官官房付を命ずる

（警察庁長官官房付）　同　中﨑　和博

警視監に任命する

辞職を承認する

（中部管区警察局情報通信部長）　警察庁技官　礒田　孝

北海道警察情報通信部長を命ずる

（関東管区警察局静岡県情報通信部長）　同　田窪　弘之

警察庁情報通信局情報通信企画課情報通信総合研究官を命ずる

（四国管区警察局総務監察・広域調整部長）　警視長　清水　宣明

警察大学校教官教養部長を命ずる

（関東管区警察局千葉県情報通信部長）　警察庁技官　宮田　康郎

中部管区警察局情報通信部長を命ずる

（四国管区警察学校長）　警視長　三木　邦彦

四国管区警察局総務監察・広域調整部長を命ずる

（四国管区警察局総務監察・広域調整部長）　同　三木　邦彦

四国管区警察学校長事務取扱を命ずる（以上三月十日）

法務省

○定年退官

大分区検察庁副検事矢野清一は、検察庁法第二十二条の規定により三月十四日限り定年退官

福岡区検察庁副検事宮原豊は、検察庁法第二十二条の規定により三月十五日限り定年退官

栃木県

○教育委員会委員任命

岡田豊子委員は、二月二十四日任期満了し、同月二十五日次の者が任命された。

教育委員会委員　工藤　敬子

長野県

副知事　新　旧　（総務部長）　太田　寛　（二月十九日）

三重県

○人事委員会委員選任

岡喜理夫委員は、二月二十八日辞職し、三月一日次の者が選任された。

人事委員会委員　戸神　範雄

大阪府

○収用委員会委員任命

谷口勢津夫委員は、一月三十一日任期満了し、二月一日次の者が任命された。

収用委員会委員　野呂　充

○収用委員会委員再任

丸橋茂委員は、二月一日再任された。